

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 一般廃棄物(第2条—第10条の2)
- 第3章 産業廃棄物(第11条・第12条)
- 第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務(第13条—第22条)
- 第5章 浄化槽(第23条—第26条)
- 第6章 手数料等(第27条・第28条)
- 第7章 雑則(第29条—第31条)

付則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃掃法」という。)、浄化槽法(昭和58年法律第43号)及び北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成5年北九州市条例第28号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

第2章 一般廃棄物

(事業者が排出する多量の一般廃棄物の範囲)

第2条 廃掃法第6条の2第5項の多量の一般廃棄物とは、1日の平均排出量が50キログラム以上の一般廃棄物とする。

(一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準)

第3条 条例第12条第3項の規則で定める一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令(昭和46年政令第300号。以下「政令」という。)第3条及び第4条の2各号に掲げる基準によるものとする。

(事業系一般廃棄物の受入基準)

第4条 条例第19条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

(1) 市の区域内において発生した事業系一般廃棄物であって、次のいずれにも該当しないものであること。

- ア 有害性のある物
- イ 特別管理一般廃棄物
- ウ 引火性のある物
- エ 液状の物
- オ 粉末状又はか粒状で飛散するおそれのある物
- カ 焼却施設にあつては、焼却に適さない物
- キ 埋立処分場にあつては、著しく悪臭又は刺激臭を発生する物
- ク その他市の処理施設の管理運営に支障を及ぼすおそれのある物

(2) 事業系一般廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第3条第1号に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平16規則83・平18規則71・一部改正)

(一般廃棄物処理業の許可の申請)

第5条 廃掃法第7条第1項の規定により一般廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第6項の規定により一般廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 取り扱う一般廃棄物の種類
- (3) 収集、運搬又は処分の区別
- (4) 事務所及び事業場の所在地
- (5) 事業の区域
- (6) 事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
- (7) 事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
- (8) 事業開始年月日
- (9) 従業員の数

(10) 処理料金

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。
- (1) 事業場及び事業の用に供する施設の設置場所の付近の見取図
 - (2) 住民票の写し(法人にあっては、定款の謄本及び登記事項証明書)
 - (3) 申請者が廃掃法第7条第5項第4号イからトまで及びリからルまでに該当しない旨を記載した書類
 - (4) 従業員名簿
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類及び図面
- 3 前2項の規定は、廃掃法第7条第2項又は第7項に規定する許可の更新を受けようとする者について準用する。
- (平15規則95・平17規則6・平20規則64・令2規則11・一部改正)
- (変更の許可等)

第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、廃掃法第7条の2第1項の規定により前条第1項第2号に定める事項の変更の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 許可年月日及び許可番号
 - (3) 変更の内容及び理由並びに変更予定年月日
 - (4) 変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所及び処理能力
 - (5) 変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要
 - (6) 従業員の数
 - (7) 変更に係る処理料金
- 2 前条第2項の規定は、前項の申請書について準用する。
- (平12規則30・一部改正)

第7条及び第8条 削除

(平23規則35)

(事業の運営状況の報告)

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、毎月の事業の運営状況について当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(一般廃棄物処理施設の維持管理状況等の報告)

第10条 一般廃棄物処理施設の設置者は、当該施設の毎月の維持管理の状況について、当該月の翌月の10日までに市長に報告しなければならない。

(平12規則30・一部改正)

(生活環境影響調査の調査書の縦覧の告示)

第10条の2 条例第22条の3の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 条例第22条の2に規定する対象施設(以下「対象施設」という。)の名称
- (2) 対象施設の設置の場所
- (3) 対象施設の種類
- (4) 対象施設において処理する一般廃棄物の種類
- (5) 対象施設の処理能力(一般廃棄物の最終処分場である場合にあっては、一般廃棄物の埋立処分の用に供される場所の面積及び埋立容量)
- (6) 条例第22条の2に規定する生活環境影響調査を実施した項目
- (7) 条例第22条の2に規定する調査書の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧時間
- (8) 条例第22条の4第1項に規定する意見書の提出要領、提出先及び提出期限

(平10規則79・追加)

第3章 産業廃棄物

(産業廃棄物の受入基準)

第11条 条例第22条第1項の規則で定める受入基準は、次のとおりとする。

- (1) 条例第21条第2項の規定により告示された産業廃棄物であること。
- (2) 産業廃棄物の運搬に当たって、事業者が政令第6条第1項に規定する産業廃棄物の収集、運搬及び処分に関する基準のうち、運搬に関する基準を遵守していること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、再使用又は再生利用の促進及び市の処理施設の適正な管理運営のために市長が別に定める基準に適合するものであること。

(平12規則30・平16規則83・平18規則71・一部改正)

(産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可の申請等)

第12条 廃掃法第14条第1項の規定により産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者、同条第6項の規定により産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者、廃掃法第14条の4第1項の規定

により特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可を受けようとする者及び同条第6項の規定により特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号。以下この条において「施行規則」という。)第9条の2第1項及び第2項、第10条の4第1項及び第2項、第10条の12並びに第10条の16に規定する書類のほか、市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

2 産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の2第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の9に規定する書類のほか、前項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

3 特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者は、廃掃法第14条の5第1項の規定によりその事業の範囲の変更の許可を受けようとするときは、施行規則第10条の22に規定するもののほか、第1項の規定により市長が必要と認める事項を記載した書類を市長に提出しなければならない。

(平15規則95・一部改正)

第4章 事業用大規模建築物の所有者等の責務

(事業用大規模建築物)

第13条 条例第23条第1項の規則で定める事業用の大規模建築物(以下「事業用大規模建築物」という。)は、次のとおりとする。

(1) 大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第2条第2項に規定する大規模小売店舗

(2) 大規模小売店舗立地法第2条第2項の一の建物であって、その建物内の小売業(飲食店業を除くものとし、物品加工修理業を含む。)を行うための店舗の用に供される床面積の合計が500平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第2条第1項に規定する特定建築物

(平18規則71・一部改正)

(大量排出事業所)

第14条 条例第23条第1項の規則で定める大量に事業系廃棄物を排出する事業所(以下「大量排出事業所」という。)は、市の処理施設を利用して事業系一般廃棄物を処分する事業所でその搬入量が年間36トン以上又は月平均3トン以上であるものとする。

(廃棄物管理責任者の選任等)

第15条 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任は、事業用大規模建築物又は大量排出事業所(以下「事業用大規模建築物等」という。)ごとに行わなければならない。

2 前項の選任を行うに当たっては、1の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者が、同時に他の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者とならないようにしなければならない。ただし、同一敷地内又は近接する場所に存する2以上の事業用大規模建築物等の所有者又は事業者が同じである場合で、1人の廃棄物管理責任者が当該2以上の事業用大規模建築物等の廃棄物管理責任者となってもその職務を遂行するに当たって特に支障がないと認めるときは、この限りでない。

3 条例第24条の規定による廃棄物管理責任者の選任の届出は、その選任をした日から30日以内に廃棄物管理責任者選任(変更)届により行わなければならない。廃棄物管理責任者を変更したときも同様とする。

(再使用又は再生利用に関する計画書の作成及び提出)

第16条 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の作成は、年度(4月1日から翌年3月31日までとする。)ごとに行うものとする。

2 条例第25条の規定による事業系廃棄物の再使用又は再生利用に関する計画書の提出は、別に定める様式により、毎年5月31日までにを行うものとする。

(平18規則71・一部改正)

(廃棄物保管場所の設置基準)

第17条 条例第26条及び第27条第1項の規則で定める廃棄物の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

(1) 廃棄物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。

(2) 廃棄物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。

(3) 廃棄物が飛散し、流失し、地下へ浸透し、悪臭が発散し、及び雨水が流入するおそれがないように必要な措置を講ずること。

(4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 作業の安全を確保するために換気、採光、排水等について必要な措置を講ずること。

(6) 保管場所には、保管物の種類、保管方法及び保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

(再使用等対象物保管場所の設置基準)

第18条 条例第26条及び条例第27条第2項の規則で定める再使用又は再生利用の対象となる廃棄物（以下「再使用等対象物」という。）の保管場所の設置基準は、次のとおりとする。

- (1) 再使用等対象物とその他の廃棄物の保管場所は明確に区分し、廃棄物から生ずる汚水等により再使用等対象物が汚染されないようにすること。
- (2) 再使用等対象物を十分に収納し、その種類に応じた適切な保管ができること。
- (3) 再使用等対象物の搬入、搬出等の作業が容易にできること。
- (4) 再使用等対象物が飛散し、又は雨水が流入しないように必要な措置を講ずること。
- (5) 保管場所には、再使用等対象物の種類、保管方法、保管施設の取扱いその他注意事項を表示すること。

（平18規則71・一部改正）

（廃棄物保管場所の設置届）

第19条 条例第27条第1項の規定による届出は、廃棄物保管場所設置届により、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による当該事業用大規模建築物の建築の確認の申請の前までに行うものとする。

（改善勧告）

第20条 条例第28条の規定による勧告は、書面により行うものとする。

（公表）

第21条 条例第29条第1項の規定による公表は、事業用大規模建築物等の名称及び所在地、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者の氏名又は名称、法人にあっては代表者の氏名、勧告の概要、公表の理由その他必要な事項を北九州市公報に登載して行うものとする。

（受入れの拒否）

第22条 市長は、条例第30条の規定により市の施設への事業系廃棄物の受入れを拒否するときは、事業用大規模建築物の所有者若しくは大量排出事業所の事業者又は事業用大規模建築物の建設者に対し、その旨を書面により通知するものとする。

第5章 浄化槽

（浄化槽清掃業の許可の申請）

第23条 環境省関係浄化槽法施行規則（昭和59年厚生省令第17号）第10条第2項第5号に定める市長が必要と認める書類は、次に掲げる事項を記載した書類とする。

- (1) 従業員の数及び従業員名簿
- (2) 浄化槽の清掃に係る料金
- (3) 事業計画書

（平12規則106・一部改正）

（工事完了等の届出）

第24条 浄化槽法第5条第1項の規定により浄化槽の設置等の届出をした者は、当該届出に係る浄化槽の工事が完了したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。当該浄化槽を廃止したときも同様とする。

（浄化槽の水質検査）

第25条 処理対象人員が500人以下の浄化槽の浄化槽管理者は、処理対象人員が101人以上500人以下のものにあっては毎年2回以上、処理対象人員が100人以下のものにあっては毎年1回以上市長が別に定める検査項目についての放流水の水質検査を市長が指定する者から受け、その結果を検査を受けた日から15日以内に市長に報告するよう努めなければならない。

（平12規則30・一部改正）

（許可の取消し等）

第25条の2 市長は、浄化槽清掃業者が次の各号のいずれかに該当するときは、浄化槽法第41条第2項の規定により、その許可を取り消し、又は6月以内の期間を定めてその事業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 浄化槽法又は同法の規定に基づく処分に違反したとき。

（平15規則95・追加）

（準用規定）

第26条 第9条の規定は浄化槽清掃業者に、第10条の規定は浄化槽管理者について準用する。この場合において、第9条中「一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者」とあるのは「浄化槽清掃業者」と、「廃掃法」とあるのは「浄化槽法」と、第10条第1項中「一般廃棄物処理施設の設置者」とあるのは「浄化槽管理者」と、「施設」とあるのは「浄化槽」と読み替えるものとする。

（平12規則30・平15規則95・一部改正）

第6章 手数料等

(手数料の徴収方法等)

第27条 条例第33条第2項の規則で定める一般廃棄物処理手数料の徴収方法等については、別表のとおりとする。

(処理の費用)

第28条 条例第35条第1項の産業廃棄物の処理に要する費用は、搬入の都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。

第7章 雑則

(身分を示す証明書)

第29条 条例第38条第2項に規定する証明書の様式は、別記様式のとおりとする。

(申請書等の様式)

第30条 廃掃法、浄化槽法、条例及びこの規則で必要とする申請書等の様式は、別に環境局長が定める。

(委任)

第31条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に環境局長が定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則の廃止)

2 北九州市廃棄物の処理、清掃等に関する規則(昭和60年北九州市規則第55号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行前に旧規則の規定によってした手続きその他の行為は、この規則中これらに相当する規定があるときは、この規則の相当規定によってしたものとみなす。

4 別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る一般廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年6月26日規則第61号)

(施行期日)

1 この規則は、平成10年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表の規定は、この規則の施行の日以後になされる一般廃棄物の処理に係る手数料について適用し、同日前になされた一般廃棄物の処理に係る手数料については、なお従前の例による。

付 則(平成10年10月2日規則第79号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月29日規則第30号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。ただし、第11条第2号の改正規定及び別表のごみ処理手数料の定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るものの項備考の欄第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年12月22日規則第106号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

付 則(平成15年11月28日規則第95号)

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

付 則(平成16年10月27日規則第83号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

付 則(平成17年3月1日規則第6号)抄

この規則は、平成17年3月7日から施行する。

付 則(平成18年6月30日規則第71号)

この規則は、平成18年7月1日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び同条に各号を加える改正規定は、平成19年4月1日から施行する。

付 則(平成20年10月27日規則第64号)

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成23年4月1日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和元年6月27日規則第12号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

付 則(令和2年3月17日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(令和4年2月25日規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表(第27条関係)

(平10規則61・平12規則30・平18規則71・令4規則2・一部改正)

種別		期別	算定期間	納入期限	備考
ごみ処理手数料	定期的に収集するごみ及び粗大ごみの処理に係るもの	—	—	その都度	<p>1 定期的に収集するごみの処理に係る手数料は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により収納の事務を委託された者(以下「収納事務受託者」という。)に納付するものとする。</p> <p>2 粗大ごみの処理に係る手数料は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者(以下「指定納付受託者」という。)に納付を委託し、又は収納事務受託者に納付するものとする。</p> <p>3 定期的に収集するごみには、手数料納付の際交付を受けた市長が指定する袋を使用するものとする。</p> <p>4 粗大ごみには、指定納付受託者に納付を委託する場合は委託の際通知を受けた市長が別に定める事項を記載した紙面その他の物を、収納事務受託者に納付する場合は手数料納付の際交付を受けた市長が別に定める粗大ごみ処理手数料納付券を添付するものとする。</p> <p>5 既納の手数料は還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</p>
	上記以外のもの	—	—	その都度	<p>市長が指定する施設に自ら搬入する場合において、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。</p>
し尿処理手数料	第1期	第1期	2月1日から3月31日まで	算定期間の翌月の末日	<p>1 市長が指定する施設に自ら搬入する場合は、その都度徴収する。ただし、継続的に搬入するときは、1月ごとにまとめて徴収することができる。</p> <p>2 し尿処理手数料のうち、人員により算定するものについては、期の途中でし尿収集を開始したとき若しくは停止したとき又は人員数に異動があったときは当該期の翌期から更正する。</p> <p>3 し尿処理手数料を離島の自治会等に収納委託する場合は、市長が別に定める。</p>
	第2期	第2期	4月1日から5月31日まで		
	第3期	第3期	6月1日から7月31日まで		
	第4期	第4期	8月1日から9月30日まで		
	第5期	第5期	10月1日から11月30日まで		
	第6期	第6期	12月1日から1月31日まで		

犬、猫等動物 の死体処理手 数料	—	—	その都度	
------------------------	---	---	------	--

別記様式(第29条関係)
(令元規則12・一部改正)

(表面)

第 号	
立入検査員証	
所属	写 真
職名	
氏名	
年 月 日 生	
<p>上記の者は、北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 第38条第1項の規定により立入検査を行う者であることを証明する。</p>	
有効期限	年 月 日 発行
	年 月 日 まで
北九州市長	
印	

(日本産業規格A7)

(裏面)

<p>北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 (抜粋)</p> <p>(立入検査)</p> <p>第38条 市長は、法第19条第1項に定める場合を除くほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--